



【貸切バス事業者安全性評価認定制度】にて 三ツ星評価☆☆☆の認定を更新取得しました。

☆認定年月日 2022年12月19日

川崎鶴見臨港バス株式会社は、公益社団法人日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、厳しい安全性評価の審査を受け、2016年9月29日に「三ツ星（☆☆☆）」の認定を受けておりましたが、2022年に同認定の更新申請を行い、再度「三ツ星（☆☆☆）」の認定を受けました。

また、初回申請から10年間の長期に亘り認定を継続し、なおかつ今年度三ツ星にて認定を更新したため、日本バス協会より「評価認定長期継続優良事業者」として表彰されました。

弊社は、今後も頂いた「三ツ星（☆☆☆）」の評価に慢心することなく、安全方針である「安全の確保が最優先」・「関係法令等の遵守」・「安全管理体制の継続的改善」を基に、お客様への安全を第一として安全対策の向上に取り組み続けるとともに、無事故と親切なサービスの提供をモットーとして、今後も努力して参る所存でございます。

貸切バス安全性認定制度とは・・・

2007年に大阪府内で発生した貸切バスの重大事故を契機に、国土交通省や事業者等による「貸切バスに関する安全等対策検討会」を設置し、その提言を基に設置された委員会にて2009年11月に報告書が取りまとめられ、制度の詳細設定が行われました。

そして貸切バス事業者の安全に対する取り組みを「可視化」する試みとして、2011年に日本バス協会が「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を開始しました。

制度の評価項目は『安全に対する取り組み状況』、『事故や行政処分の状況』、『運輸安全マネジメントの取り組み状況』等です。

申請にあたっては、安全に対する取り組み状況の他、事業許可取得後3年以上経過していることや法令の遵守、過去2年に死傷事故、過去1年に転覆事故、悪質違反による事故が発生していないこと等の厳しい条件を満たさなければなりません。

認定を受けた貸切バス事業者は、バス車両に貼付用の「SAFETY BUS」シンボルマークのステッカーが交付されます。

初認定で「一ツ星（☆）」、2年毎に更新申請し、上記安全に対する取り組み状況等により星が追加され、**最高は「三ツ星（☆☆☆）」**となります。

貸切バスのご用命は、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

臨港バス運輸部営業課貸切担当 電話044-280-3466

以上

安全性評価認定証

認定証番号
22-1106

川崎鶴見臨港バス株式会社 様



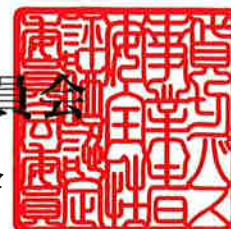
貸切バス事業者安全性評価認定委員会において、
安全性評価認定(☆☆☆)いたしましたことを証明します。

認 定 日 : 2022年12月19日

有 効 期 限 : 2025年3月31日まで

貸切バス事業者安全性評価認定委員会

公益社団法人 日本バス協会



表彰状



川崎鶴見臨港バス株式会社 殿

貴社は10年を超える長期に亘り認定を途切れることなく継続し、この度、最高位の認定である三ツ星にて認定を更新されました。

ここにその努力を称え表彰するとともに、この先も引き続き認定を維持し、安全性の向上に努めていかれることを期待いたします。

2022年12月19日

貸切バス事業者安全性評価認定委員会
公益社団法人 日本バス協会

